

議案第103号 説明資料

幕別町の休日を定める条例等の一部を改正する条例（第1条第1号関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町の休日を定める条例 (平成2年12月25日 条例第37号)</p> <p>(町の休日)</p> <p>第1条 次の各号に掲げる日は、町の休日とし、町の機関の執務は、原則として行わないものとする。 (1)及び(2) 略 (3) <u>12月31日</u>から翌年<u>1月5日</u>までの日（前号に掲げる日を除く。）</p> <p>2 略</p> <p>第2条 略</p>	<p>○幕別町の休日を定める条例 (平成2年12月25日 条例第37号)</p> <p>(町の休日)</p> <p>第1条 次の各号に掲げる日は、町の休日とし、町の機関の執務は、原則として行わないものとする。 (1)及び(2) 略 (3) <u>12月29日</u>から翌年<u>1月3日</u>までの日（前号に掲げる日を除く。）</p> <p>2 略</p> <p>第2条 略</p>

幕別町の休日を守る条例等の一部を改正する条例（第1条第2号関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例 (平成7年3月15日 条例第1号)</p> <p>第1条～第8条 略</p> <p>(休日)</p> <p>第9条 職員は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。<u>12月31日</u>から翌年の<u>1月5日</u>までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。</p> <p>第10条～第18条 略</p>	<p>○職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例 (平成7年3月15日 条例第1号)</p> <p>第1条～第8条 略</p> <p>(休日)</p> <p>第9条 職員は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。<u>12月29日</u>から翌年の<u>1月3日</u>までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。</p> <p>第10条～第18条 略</p>

幕別町の休日を定める条例等の一部を改正する条例（第1条第3号関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町職員の給与に関する条例 (昭和26年3月10日 条例第3号)</p> <p>第1条～第11条 略</p> <p>(休日勤務手当)</p> <p>第12条 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始の休日（<u>12月31日</u>から翌年<u>1月5日</u>までの日）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務時間1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当りの給与額に100分の125から100分の150の範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。</p> <p>第12条の2～第23条 略</p>	<p>○幕別町職員の給与に関する条例 (昭和26年3月10日 条例第3号)</p> <p>第1条～第11条 略</p> <p>(休日勤務手当)</p> <p>第12条 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始の休日（<u>12月29日</u>から翌年<u>1月3日</u>までの日）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務時間1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当りの給与額に100分の125から100分の150の範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。</p> <p>第12条の2～第23条 略</p>

幕別町の休日を定める条例等の一部を改正する条例（第1条第4号関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例								
<p>○幕別町百年記念ホール条例 (平成8年3月25日 条例第10号)</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(使用時間及び休館日)</p> <p>第4条 記念ホールの使用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、幕別町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更し、又は休館日を設けることができる。</p> <table border="1" data-bbox="116 719 1111 873"> <tr> <td>使用時間</td> <td>午前9時から午後10時まで</td> </tr> <tr> <td>休館日</td> <td>(1) 毎週火曜日（火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に当たるときは、その翌日） (2) <u>12月31日</u>から翌年<u>1月5日</u>まで</td> </tr> </table> <p>第5条～第25条 略</p>	使用時間	午前9時から午後10時まで	休館日	(1) 毎週火曜日（火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に当たるときは、その翌日） (2) <u>12月31日</u> から翌年 <u>1月5日</u> まで	<p>○幕別町百年記念ホール条例 (平成8年3月25日 条例第10号)</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(使用時間及び休館日)</p> <p>第4条 記念ホールの使用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、幕別町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更し、又は休館日を設けることができる。</p> <table border="1" data-bbox="1167 719 2161 873"> <tr> <td>使用時間</td> <td>午前9時から午後10時まで</td> </tr> <tr> <td>休館日</td> <td>(1) 毎週火曜日（火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に当たるときは、その翌日） (2) <u>12月29日</u>から翌年<u>1月3日</u>まで</td> </tr> </table> <p>第5条～第25条 略</p>	使用時間	午前9時から午後10時まで	休館日	(1) 毎週火曜日（火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に当たるときは、その翌日） (2) <u>12月29日</u> から翌年 <u>1月3日</u> まで
使用時間	午前9時から午後10時まで								
休館日	(1) 毎週火曜日（火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に当たるときは、その翌日） (2) <u>12月31日</u> から翌年 <u>1月5日</u> まで								
使用時間	午前9時から午後10時まで								
休館日	(1) 毎週火曜日（火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に当たるときは、その翌日） (2) <u>12月29日</u> から翌年 <u>1月3日</u> まで								

幕別町の休日を定める条例等の一部を改正する条例（第2条第1号関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町立保育所条例 (平成25年3月22日 条例第13号)</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(保育時間及び休日)</p> <p>第4条 保育所の保育時間及び休日は、次のとおりとする。ただし、町が必要と認めるときは、臨時に保育時間及び休日を変更することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 休日</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>12月31日及び1月2日から5日まで</u></p> <p>第5条～第8条 略</p>	<p>○幕別町立保育所条例 (平成25年3月22日 条例第13号)</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(保育時間及び休日)</p> <p>第4条 保育所の保育時間及び休日は、次のとおりとする。ただし、町が必要と認めるときは、臨時に保育時間及び休日を変更することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 休日</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>12月29日から12月31日まで、1月2日及び1月3日</u></p> <p>第5条～第8条 略</p>

幕別町の休日を定める条例等の一部を改正する条例（第2条第2号関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町立へき地保育所条例 (昭和40年12月26日 条例第25号)</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>(保育時間及び休日)</p> <p>第3条 へき地保育所の保育時間及び休日は、次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めるときは、臨時に保育時間及び休日を変更することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 休日</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>12月31日及び1月2日から5日まで</u></p> <p>第4条～第12条 略</p>	<p>○幕別町立へき地保育所条例 (昭和40年12月26日 条例第25号)</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>(保育時間及び休日)</p> <p>第3条 へき地保育所の保育時間及び休日は、次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めるときは、臨時に保育時間及び休日を変更することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 休日</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>12月29日から12月31日まで、1月2日及び1月3日</u></p> <p>第4条～第12条 略</p>

幕別町の休日を定める条例等の一部を改正する条例（第2条第3号関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町忠類へき地保育所条例 (平成17年9月26日 条例第71号)</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>(保育時間及び休日)</p> <p>第3条 へき地保育所の保育時間及び休日は、次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めるときは、臨時に保育時間及び休日を変更することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 休日</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>12月31日及び1月2日から5日まで</u></p> <p>第5条～第12条 略</p>	<p>○幕別町忠類へき地保育所条例 (平成17年9月26日 条例第71号)</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>(保育時間及び休日)</p> <p>第3条 へき地保育所の保育時間及び休日は、次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めるときは、臨時に保育時間及び休日を変更することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 休日</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>12月29日から12月31日まで、1月2日及び1月3日</u></p> <p>第5条～第12条 略</p>

幕別町の休日を定める条例等の一部を改正する条例（第2条第4号関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町立学童保育所条例 (平成27年3月20日 条例第15号)</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(保育時間及び休日)</p> <p>第4条 学童保育所の保育時間及び休日は、次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めるときは、臨時に保育時間及び休日を変更することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 休日</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>12月31日及び1月2日から5日まで</u></p> <p>ウ 略</p> <p>第5条～第13条 略</p>	<p>○幕別町立学童保育所条例 (平成27年3月20日 条例第15号)</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(保育時間及び休日)</p> <p>第4条 学童保育所の保育時間及び休日は、次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めるときは、臨時に保育時間及び休日を変更することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 休日</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>12月29日から12月31日まで、1月2日及び1月3日</u></p> <p>ウ 略</p> <p>第5条～第13条 略</p>